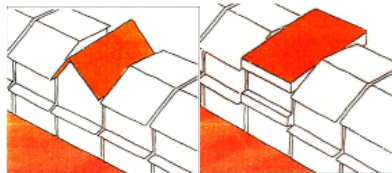
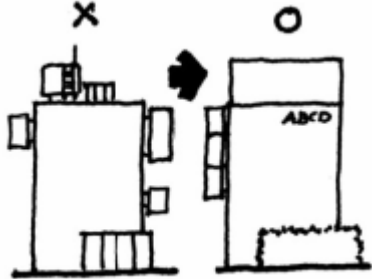
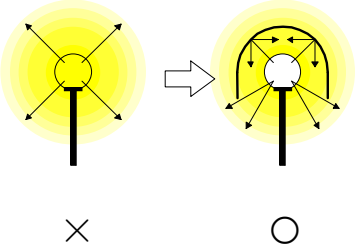


■ 行為の制限の具体例

1) 建築物

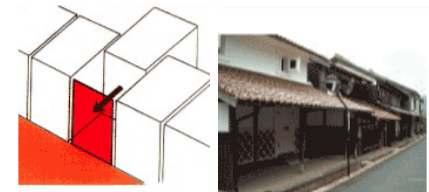
○市域全域における行為の制限

項 目	規制の内容
色彩	○マンセル系表色による建築物外観の色彩は、明度2以上かつ彩度8未満とする。 「色彩の規制範囲①」参照
	○以下の色彩については、この限りではない。
	・見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩
	 アクセントとして 赤のラインのある住宅例
	・表面に着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の素材本来の色彩  木材本来の色彩例
形態・意匠	・寺社仏閣等、伝統的な様式によるもの  伝統的神社の色彩例
	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。  周辺の景観との調和に欠いた例
	○屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。これにより難しい場合は、目隠し措置など修景措置を講じるよう努める。  屋上設備を隠すため、 屋根を設けた建物例

項 目	規制の内容
	○屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とする。 
敷地の緑化	○周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行う。  樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽例
素材	○歴史的な景観を有する区域にあっては、周辺の伝統的建築様式との調和に配慮した素材を使用する。 ○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、周辺景観に調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用する。 
照明	○使用光源は穏やかなものとし、周辺環境に配慮する。 

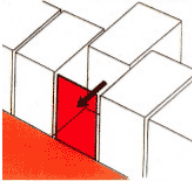
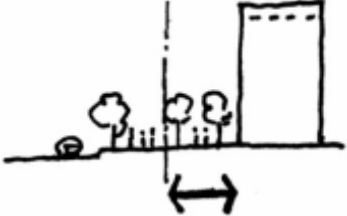
○景観形成区域区分ごとの行為の制限

① にぎわいの情景区域

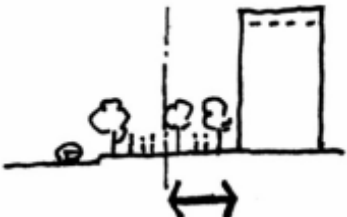
項目	規制の内容
形態・意匠	○歴史的な景観を有する地域にあつては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺の建築物との調和に配慮する。 ○建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物との調和を図る。 
位置	○歴史的な景観を有する地域にあつては、まちなみの連続性に配慮する。  壁面の位置を揃え、まちなみの連続性に配慮した例

② 暮らしの情景区域

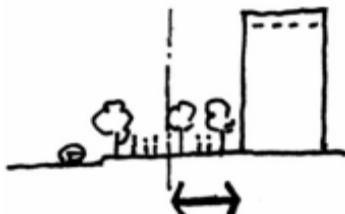
項目	規制の内容
形態・意匠	○歴史的な景観を有する地域にあつては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺の建築物との調和に配慮する。 
	○住宅地と隣接する工業地のある地域にあつては、住宅地との調和に配慮する。 

位置	○歴史的な景観を有する地域にあっては、まちなみの連続性に配慮する。  
	○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。 

③ 田園の情景区域

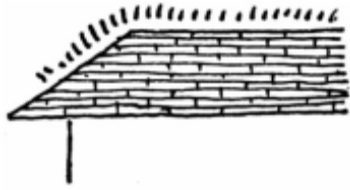
項目	規制の内容
形態・意匠	○周辺建築物の屋根が入母屋や切妻などである地区では、これらの屋根の形態との調和を図るため、原則として、勾配屋根を設ける。 
位置	○歴史的な景観を有する区域にあっては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空き地を確保するため敷地境界線から極力後退する。 ○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。 
敷地の緑化	○集落地の外周部においては、広範囲からの視線に配慮して、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行う。 

④ 里山の情景区域

項目	規制の内容	
形態・意匠	○周辺建築物の屋根が入母屋や切妻などである地区では、これらの屋根の形態との調和を図るとともに、山稜との調和を図るため、原則として、勾配屋根を設ける。	
位置	○歴史的な景観を有する区域にあっては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空き地を確保するため敷地境界線から極力後退する。	
	○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。	

2) 工作物

項目	規制の内容	
配置・高さ	○周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮する。	
色彩	○マンセル系表色による工作物外観の色彩は、明度2以上かつ彩度8未満とする。	「色彩の規制範囲」参照
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 ○建築物と一体となっているものは、本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とする。	

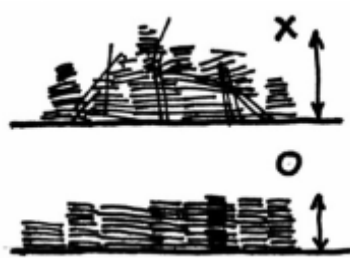
素材	○周辺景観に調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用する。 
緑化	○道路等の公共空間等との境界部分は緑化に努める。 

3) 土地の形質の変更

項目	規制の内容
方法	○造成などに際しては既存樹木を保存するよう配慮する。 
	○造成などに係る切土及び盛土に伴いのり面が生じる場合にあっては、適切な植栽を行う。 
	○擁壁などの構造物は、石材などの自然素材を用いる。ただし、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いる。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽などによる修景措置を講じる。 

その他	○当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定などを定めるように努める。
-----	--

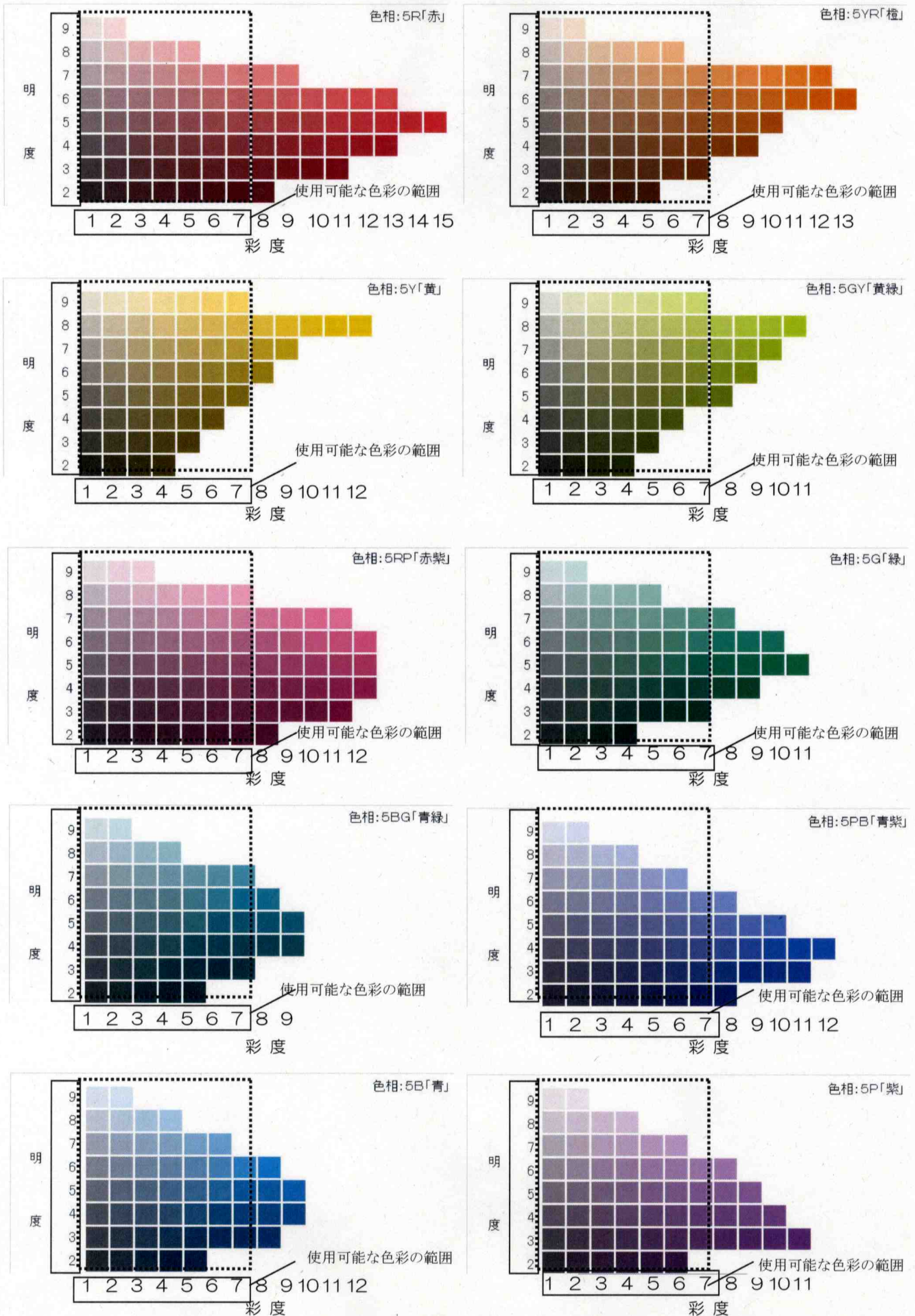
4) 堆積

項目	規制の内容	
方法	○屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さぬよう配置し、高さを抑え、整然とした積み上げ方とする。	
	○周辺から目立たないよう生垣等により遮蔽する。	

5) 木竹の伐採

項目	規制の内容	
伐採	○大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努力する。やむを得ない場合は、周辺環境への影響を最小限に留めるよう努力する。	
環境	○生態系へ配慮する。	

色彩の規制範囲①



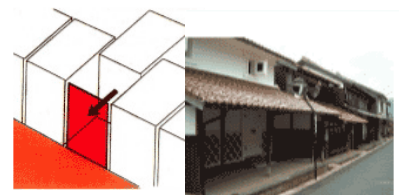
※印刷により実際のマンセル色票系とは異なります。詳細は市販のマンセル色票系を参照してください。

景観形成重点区域における行為の制限の具体例

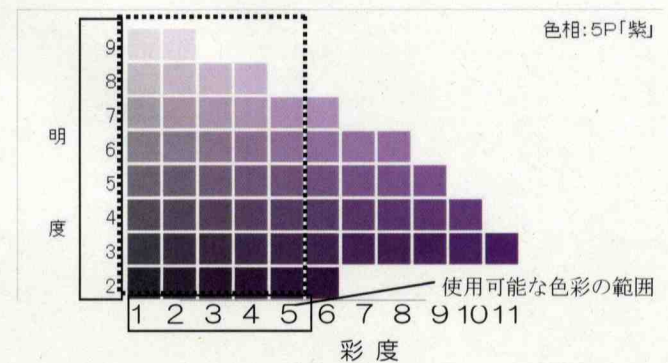
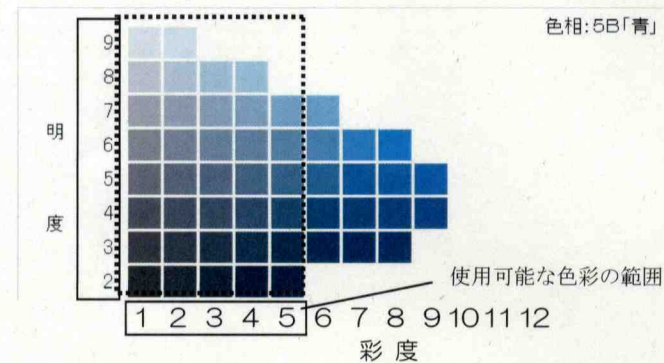
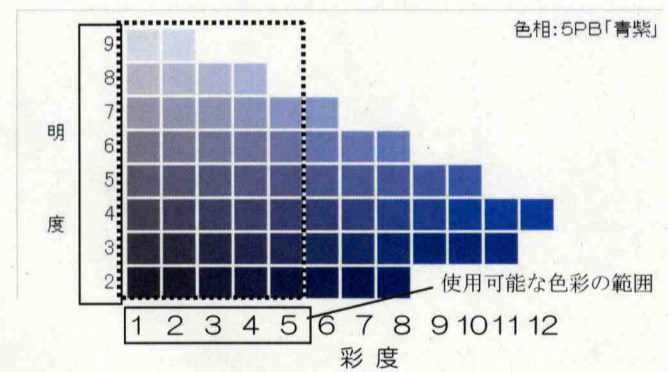
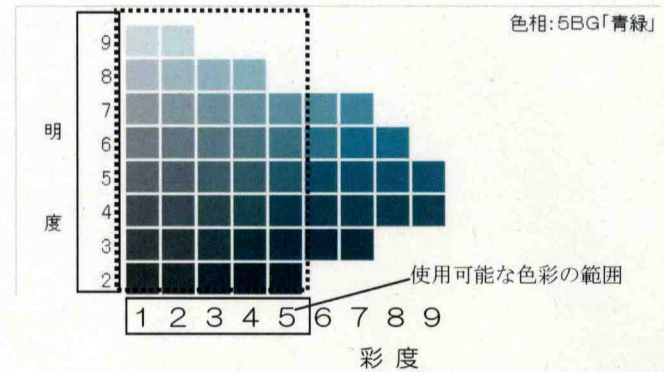
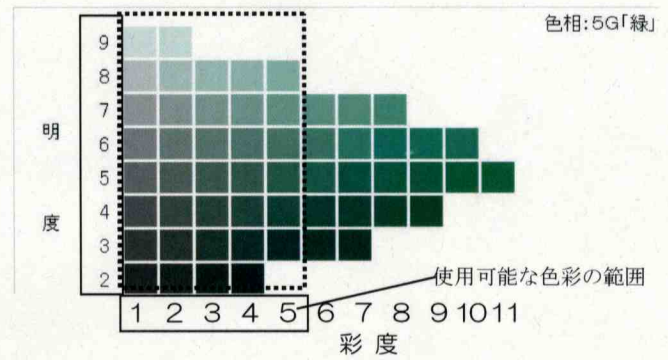
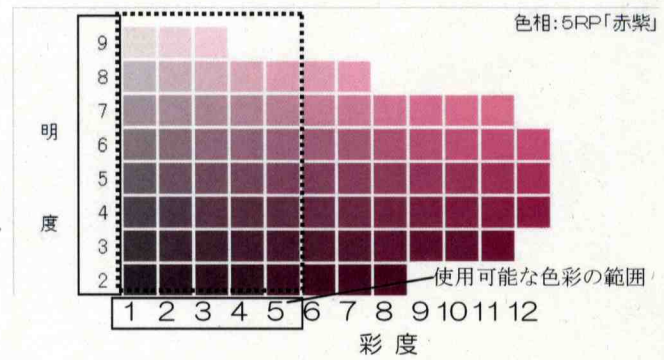
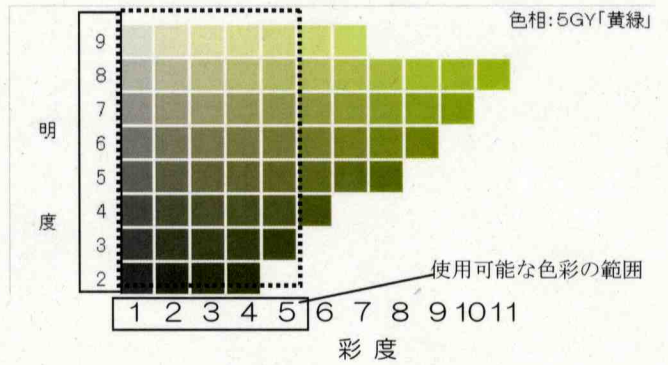
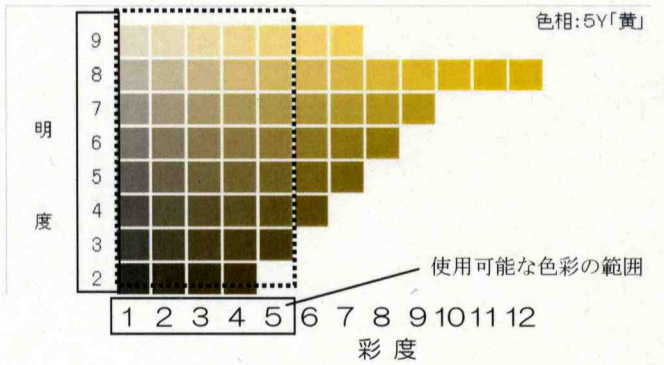
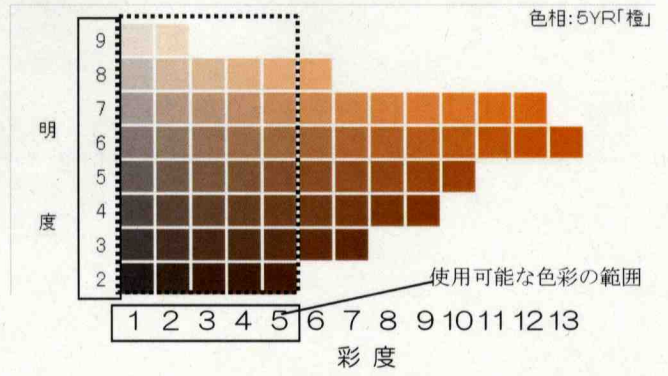
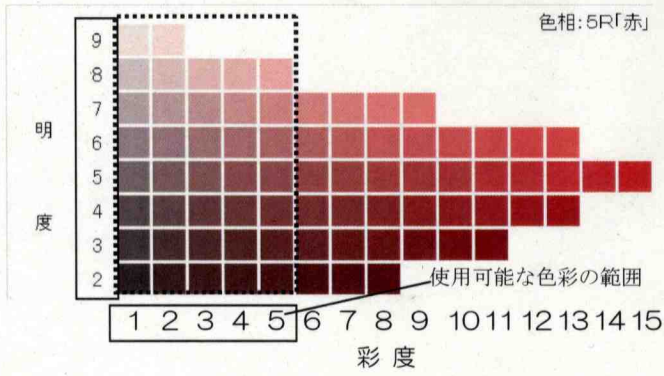
1)建築物

① 宿場町景観形成重点区域

項目	規制の内容
色彩	・マンセル系表色による建築物外観の色彩は、明度2以上かつ彩度6未満とする。 ・以下の色彩については、この限りではない。 ○見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ○表面に着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の素材本来の色彩 ○寺社仏閣等、伝統的な様式によるもの
形態・意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 ・原則として、平入り勾配屋根とし、屋根の素材は和風感のある瓦またはそれに準ずるものとする。 ・屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。これにより難しい場合は、目隠し措置や設備を建築物本体と調和した色彩にするなど修景措置を講じる。 ・外見できる壁面などの意匠の釣合いに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とする。
位置	・街道に面する建物は道路境界線から一定の距離を持った位置に壁面線を統一させる。やむを得ず建物が壁面線より後退する場合は木製、石積、漆喰塗等の門塀及び生垣等で壁面線をつくるよう努める。
素材	・屋根・外壁等は木・石・瓦等の自然素材を使用したものとする。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とする。



色彩の規制範囲②



※印刷により実際のマンセル色票系とは異なります。詳細は市販のマンセル色票系を参照してください。

② ソフトピアジャパン景観形成重点区域

項目	規制の内容
色彩	・マンセル系表色による建築物外観の色彩は、明度2以上かつ彩度8未満とする。 ・以下の色彩については、この限りではない。 ○見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ○表面に着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の素材本来の色彩
形態・意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 ・建築に際しては、建築設備を屋上または建築物の周囲に設置する場合は、隠蔽するなど建物の形態または意匠について、周囲の環境との調和に十分配慮しなければならない。 ・門扉、柵および塀については設置しない。 ・建築物の屋上または外壁面には、広告物の設置および掲示を行わない。ただし、情報業務団地としての利便を増進するうえで必要と認められる社名表示等の必要な表示については、この限りではない。
緑化	・ソフトピアジャパン全体として統一感のある緑空間の形成を目指し、高度情報産業の集積するハイテク空間を花と緑で包み込むような21世紀の「ハイテク鎮守の森」をイメージした質の高い植栽を行う。 ・敷地境界については、植樹、生垣設置等を積極的に行うことにより、良好な環境形成に努めるものとする。
位置	・敷地面積には、緑化空間など十分なオープンスペースを確保しなければならない。 ・建築物の壁面、柱面またはこれに代わるものの位置は、道路境界線から3m以上、隣地境界線から1.5m以上後退しなければならない。



③ 上石津時山景観形成重点区域

項目	規制の内容
色彩	・マンセル系表色による建築物外観の色彩は、明度2以上かつ彩度6未満とする。 ・以下の色彩については、この限りではない。 ○見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩 ○表面に着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の素材本来の色彩 ○寺社仏閣等、伝統的な様式によるもの
形態・意匠	・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 ・原則として、平入り勾配屋根とし、屋根の素材は和風感のある瓦またはそれに準ずるものとする。 ・屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮する。これにより難しい場合は、目隠し措置や設備を建築物本体と調和した色彩にするなど修景措置を講じる。 ・外見できる壁面などの意匠の釣合いに配慮し、全体としてまとまりのある意匠とする。
素材	・屋根・外壁・塀・門・垣等は木・石・瓦等の自然素材を使用したものとする。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とする。



2) 工作物・土地の形質の変更・堆積・木竹の伐採

景観形成区域の基準と同一とします。